

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p data-bbox="394 395 808 523">富山県地域防災計画 個別災害編</p> <p data-bbox="600 695 1498 911"><b>修 正 案</b></p> <p data-bbox="443 1169 763 1283">令和<u>3</u>年<u>12</u>月修正 富山県防災会議</p>	<p data-bbox="1294 395 1709 523">富山県地域防災計画 個別災害編</p> <p data-bbox="1361 1169 1648 1283">令和<u>〇</u>年<u>〇</u>月修正 富山県防災会議</p>	<p data-bbox="1771 236 2085 411">凡例 <u>下線</u> 修正箇所</p>

富山県地域防災計画（個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p><b>第1章 火山災害対策</b></p> <p>第1節</p> <p><b>第1 (略)</b></p> <p><b>第2 弥陀ヶ原火山防災協議会等</b></p> <p>1～2 略</p> <p>3 <u>避難計画等の作成</u>（市町村）</p> <p><u>弥陀ヶ原火山防災協議会における共同検討などを通じて、市町村は、噴火シナリオや弥陀ヶ原火山ハザードマップ等をもとに、防災上必要な情報を付加した火山防災マップを作成する。</u></p> <p><u>また、噴火警戒レベルの設定を踏まえ、避難開始時期、避難対象地域、指定緊急避難場所等の避難先、避難経路・手段などを内容とする具体的で実践的な避難計画を策定するとともに、次の事項について市町村地域防災計画に位置づけるものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火山現象の発生及び推移に関する情報収集及び伝達に関する事項</li> <li>・火山に関する予報・警報・情報の発表及び伝達に関する事項</li> <li>・噴火警戒レベルの運用による入山規制や避難指示等、避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項</li> <li>・避難場所及び避難経路に関する事項</li> <li>・火山現象に係る避難訓練に関する事項</li> <li>・警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設の名称及び所在地</li> <li>・救助に関する事項</li> <li>・その他必要な警戒避難体制に関する事項</li> </ul> <p>4～5 略</p> <p><b>第3～第5 (略)</b></p> <p><b>第2節～第3節 (略)</b></p>	<p>3 <u>地域防災計画に定める事項等</u>（市町村）</p> <p><u>市町村は、弥陀ヶ原火山防災協議会が定める避難計画や弥陀ヶ原火山ハザードマップ等をもとに、防災上必要な情報を付加した火山防災マップを作成するほか、次の事項について市町村地域防災計画に定めるものとする。</u></p>	<p>協議会及び立山町の避難計画が策定されたことに伴う修正</p>